

日本気象学会昭和48年度総会提出議題

会費の前納、入会金の値上げに伴う定款および細則の一部改正について

提案理由

さきに『天気』2月号にてお知らせいたしましたように本学会の財政は極めて苦しい状況にあります。第17期理事会では財政建てなおしのため、いろいろと策をたて特に賛助会費をはじめとしての収入の増加に努力してきました。しかし、これだけでは運営は困難なので会費の前納制度と入会金の値上げによる増収も考えています。このため、理事会は会費の前納制度、入会金を値上げするための定款および細則の一部改正を提案し会員各位の理解と賛同を要請いたします。

改正案

(i) 定款第6条1項第1号および第2号の「納める者」を「前納する者」に改め、同条第1項の次に「前項第1号および第2号の会員の会費の納付期限は12月末日限りとする」を追加し、第7条の「100円」を「500円」に、「会費半年分」を「会費」に、改める。

(ii) 細則第4条の「半年以上の会費」を「会費」に第5条の「分割納付」を「納付方法」に、改める。

附則

この定款の変更は文部大臣の認可の日から施行する。

参 照 新 旧 条 文

新 条 文 (改正案)	旧 条 文 (現 行)
<p>第6条 この会員の種別および会費は次のとおりとする。</p> <p>1. 通常会員 この法人の目的に賛同し、次の区分により会費を前納する者</p> <p>2. 外国人会員 外国人でこの法人の目的に賛同し、通常会員に準ずる会費を前納する者 (第6条1項の次に、次の第2項を加える)</p> <p>前項第1号および第2号の会員の会費の納付期限は12月末日限りとする。</p> <p>第7条 通常会員になろうとする者は、通常会員1名の紹介により入会金 500円 を添えて入会申込書を提出し、常任理事会の承認を受けなければならない。入会を認められた通常会員は、ただちに会費を納めなければならない。(以下略)</p> <p>細 則</p> <p>第4条 新たに入会した通常会員は、会費を前納しなければならない。(以下略)</p> <p>第5条 会費の納付方法の細部および日本国外在住の会員についての送料通信費の徴集については適宜常任理事会で決める。</p>	<p>第6条 この会員の種別および会費は次のとおりとする。</p> <p>1. 通常会員 この法人の目的に賛同し、次の区分により会費を納める者</p> <p>2. 外国人会員 外国人でこの法人の目的に賛同し、通常会員に準ずる会費を納める者</p> <p>第7条 通常会員になろうとする者は、通常会員1名の紹介により入会金 100円 を添えて入会申込書を提出し、常任理事会の承認を受けなければならない。入会を認められた通常会員は、ただちに会費半年分を納めなければならない。(以下略)</p> <p>細 則</p> <p>第4条 新たに入会した通常会員は、半年以上の会費を前納しなければならない。(以下略)</p> <p>第5条 会費の分割納付の細部および日本国外在住の会員についての送料通信費の徴集については、適宜常任理事会で決める。</p>